

国家公務員法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係）	1
国家公務員法（同右）（第二条関係）	26
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（第三条関係）	43
独立行政法人通則法（同右）（第四条関係）	50
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第五条関係）	55
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十八条関係）	56
職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第十九条関係）	57
海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（附則第二十条関係）	58
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第二十一条関係）	59
国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（附則第二十二条関係）	60
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）（附則第二十二条関係）	61
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第二十二条関係）	62
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百十一号）（附則第二十二条関係）	63
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）（附則第二十二条関係）	64
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第二十三条関係）	65
国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十九号）（附則第二十四条関係）	67
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第二十五条関係）	68
裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十六条関係）	69
裁判所職員臨時措置法（同右）（附則第二十七条関係）	71
外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（附則第二十八条関係）	73

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員 の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第 百四十一号）（附則第二十九条関係）	75
警察法（昭和二十九年法律第百六十二号） （附則第三十条関係）	76
警察法（同右）（附則第三十一条関係）	78
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律百 二十八号）（附則第三十三条関係）	81
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一 号）（附則第三十四条関係）	83
国と民間企業との間の人事交流に関する法律 （平成十一年法律第二百二十四号）（附則第 三十六条関係）	84
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律（平成十七年法律第百二号） （附則第三十七条関係）	88
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十 九年法律第 号）（附則第三十八条関係）	90
日本年金機構法（平成十九年法律第 号） （附則第三十九条関係）	91
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） （附則第四十条関係）	92
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号） （附則第四十一条関係）	96

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節第六節（略）</p> <p>第七節 服務</p> <p>第八節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制</p> <p>第二款 再就職等監視委員会</p> <p>第三款 雑則</p> <p>第九節 退職年金制度</p> <p>第十節 職員団体</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（人事院会議）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（略）</p> <p>人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十二條の規定による関係大臣その他の機関の長に対する勧告</p> <p>四 十六（略）</p> <p>十七 第百三條の規定による異議申立てに対する決定</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節第六節（同上）</p> <p>第七節 服務</p> <p>第八節 退職年金制度</p> <p>第九節 職員団体</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（人事院会議）</p> <p>第十二条（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 第二十二條の規定による関係庁の長に対する勧告</p> <p>四 十六（同上）</p> <p>十七 第百三條の規定による異議申立てに対する決定並びに同條の規定による国会及び内閣に対する報告</p>

十八、二十（略）

（人事院の調査）

第十七条（略）

（略）

（内閣総理大臣）

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（略）

（内閣総理大臣の調査）

第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。）に関し調査することができる。

第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院又は前項の規定により指名された者は、同項」とあるのは「内閣総理大臣は、第十八条の三第一項」と、同条第三項中「第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）」とあるのは「第十八条の三第一項の調査」と、「対象である職員」とあるのは「対象である職員若しくは職員であつた者」と、「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当該職員」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ、又は関係者に質問させる」とあるのは「検査し、若しくは関係者に質問する」と読み替えるものとする。

（再就職等監視委員会への権限の委任）

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限

十八、二十（同上）

（調査）

第十七条（同上）

（同上）

（内閣総理大臣）

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（同上）

（新設）

（新設）

を再就職等監視委員会に委任する。

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

(新設)

内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)
(の円滑な実施のための支援を行う。)

(官民人材交流センターへの事務の委任)

第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。

(新設)

(官民人材交流センター)

第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。

(新設)

官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てる。

官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの事務を統括する。

官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。

官民人材交流センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。

官民人材交流センターに、所要の職員を置く。

内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。

第三項から前項までに定めるもののほか、官民人材交流センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 三 (略)

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 (略)

(秘密を守る義務)

第一百条 (略)

(略)

前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

(私企業からの隔離)

第一百三十三条 (略)

(削る)

(欠格条項)

第三十八条 (同上)

一 三 (同上)

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百十一条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 (同上)

(秘密を守る義務)

第一百条 (同上)

(同上)

(新設)

(私企業からの隔離)

第一百三十三条 (同上)

職員は、離職後二年間は、官利企業で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の

前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

(略)

(略)

(略)

第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(削る)

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

(同上)

(同上)

(同上)

第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は、前項の異議申立てのあつた場合に、第九十二条の二の規定は、第五項の通知の取消しの訴えについて、これを準用する。

第六項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分(第一項の規定に係るものを除く。)に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(他の役職員についての依頼等の規制)

第六六条の二 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う

(新設)

場合を含む。)

三 官民人材交流センター(以下「センター」という。)(の職員が、その職務として行う場合)

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)(その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)(の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)(に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該

(新設)

地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官

に委任することができる。

再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五

（新設）

年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは、当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼して

はならない。

前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものをを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求めめる場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）については、行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

（設置）

第二款 再就職等監視委員会

（新設）

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会（以下

「委員会」という。）を置く。

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しななければならない。

(委員長及び委員の任期)

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 役職員(第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前

(新設)

(新設)

(新設)

条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(職務)

第六十六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(新設)

委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第六十六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(新設)

(再就職等監察官)

第六十六条の十四 委員会に、再就職等監察官(以下「監察官」という。)を置く。

(新設)

監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第六十六条の三第四項及び第六十六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第六十六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第六十六条の十九及び第六十六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理

すること。

監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

監察官は、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

（事務局）

第百六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

委員会は、任命権者が行つ前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞

（新設）

（新設）

（新設）

なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第百六条の十八 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(共同調査)

第百六条の十九 委員会は、第百六条の十七第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(委員会による調査)

第百六条の二十 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

任命権者は、前項の調査に協力しなければならぬ。

委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(勧告)

第六十六条の二十一 委員会は、第六十六条の十七第三項(第六十六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第六十六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(政令への委任)

第六十六条の二十二 第六十六条の五から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 雑則

(任命権者への届出)

第六十六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

前項の届出を受けた任命権者は、第六十六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

た職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職員員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

（内閣総理大臣への届出）

第六六条の二十四 管理職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な關係があるものとして政令で定めるものに限る。）
管理職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める

（新設）

場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

(退職管理基本方針)

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針(以下「退職管理基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならない。

前二項の規定は、退職管理基本方針の変更について準用する。

任命権者は、退職管理基本方針に沿って、職員の退職管理を行わなければならない。

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定める

(新設)

(新設)

(新設)

ところにより、その者の離職後二年間（その者が当該
営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲
げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助
金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項
に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、
請負その他の契約の総額

四 その他政令で定める事項

第九節 退職年金制度

第十節 職員団体

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十一（略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十
二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三（略）

十四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年
間に在職していた同等組織に属する役員又はこれ
に類する者として政令で定めるものに対し、契約等
事務であつて離職前五年間の職務に属するものに關
し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行
為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十五 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部
長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて

第八節 退職年金制度

第九節 職員団体

第百九条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲
役又は三万円以下の罰金に処する。

一 十一（同上）

十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密
を漏らした者

十三（同上）

（新設）

（新設）

政令で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

（新設）

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後一年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

（新設）

十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第

二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者
第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）
三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四・五 （略）
五の二 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

六・十七 （略）
十八 第一百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

（新設）

第一百十条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 （同上）
三 第十七条第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四・五 （同上）
五の二 第十七条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項の調査の対象である職員を除く。）

六・十七 （同上）
十八 第一百条第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九・二十 (略)

(略)

第一百十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第六六条の二第一項又は第六六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に關し、他の役員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

十九・二十 (同上)

(同上)

(新設)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十

（新設）

円以下の過料に処する。

一 第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

改正案	現行
<p>（削る）</p>	<p>国家公務員法目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一章 総則 第二章 中央人事行政機関 第三章 官職の基準 <ul style="list-style-type: none"> 第一節 通則 第二節 職階制 第三節 試験及び任免 第一款 通則 第二款 試験 第三款 任用候補者名簿 第四款 任用 第五款 休職、復職、退職及び免職 第四節 給与 <ul style="list-style-type: none"> 第一款 給与準則 第二款 給与の支払 第五節 能率 第六節 分限、懲戒及び保障 <ul style="list-style-type: none"> 第一款 分限 第一目 降任、休職、免職等 第二目 定年 第二款 懲戒 第三款 保障 第一目 勤務条件に関する行政措置の要求 第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

国家公務員法	目次
第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	中央人事行政機関（第三条 第二十六条）
第三章	職員に適用される基準
第一節	通則（第二十七条 第三十二条）
第二節	採用試験及び任免（第三十三条）
第一款	通則（第三十四条 第四十一条）
第二款	採用試験（第四十二条 第四十九条）
第三款	採用候補者名簿（第五十条 第五十三条）
第四款	任用（第五十四条 第六十条）
第五款	休職、復職、退職及び免職（第六十一条）
第三節	給与（第六十二条）
第一款	通則（第六十三条 第六十七条）
第二款	給与の支払（第六十八条 第七十条）
第四節	人事評価（第七十条の二 第七十条の四）
第五節	能率（第七十一条 第七十三条）
第六節	分限、懲戒及び保障（第七十四条）

国家公務員法	附則	第三章	罰則	第四章	職員団体	第九節	退職年金制度	第三款	雑則	第二款	再就職等監視委員会	第一款	離職後の就職に関する規制	第八節	退職管理	第七節	服務	第三目	公務傷病に対する補償
--------	----	-----	----	-----	------	-----	--------	-----	----	-----	-----------	-----	--------------	-----	------	-----	----	-----	------------

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等（第七十五条 第八十一条）

第二目 定年（第八十一条の二 第八十一条の六）

第二款 懲戒（第八十二条 第八十五条）

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求（第八十六条 第八十八条）

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第八十九条 第九十二条の二）

第三目 公務傷病に対する補償（第九十三条 第九十五条）

第七節 服務（第九十六条 第九十六条）

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第九十六条の二 第九十六条の四）

第二款 再就職等監視委員会（第九十六条の五 第九十六条の二十二）

第三款 雑則（第九十六条の二十三 第九十六条の二十七）

第九節 退職年金制度（第九十七条・第九十八条）

第十節 職員団体（第九十八条の二 第九十八条の七）

第四章 罰則（第九十九条 第一百十三条）

附則

（人事院）

第三条（略）
人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他

（人事院）

第三条（同上）
人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他

の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

・（略）

（人事院会議）

第十二条（略）

（略）

人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一～六（略）

（削る）

（削る）

七（略）

八（略）

（削る）

九 第六十七条の規定による給与に関する法律に定める事項の改定案の作成並びに国会及び内閣に対する勧告

（削る）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

十五（略）

の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

・（同上）

（人事院会議）

第十二条（同上）

（同上）

（同上）

一～六（同上）

七 第二十九条の規定による職階制の立案

八 第三十六条（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による選考基準の決定及び選考機関の指定

九（同上）

十（同上）

十一 第六十三条の規定による給与準則の立案

十二 第六十七条の規定による給与準則の改訂案の作成

十三 削除

十四（同上）

十五（同上）

十六（同上）

十七（同上）

十八（同上）

十九（同上）

十六 (略)

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(略)

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 (略)

内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の円滑な実施のための支援を行う。

第三章 職員に適用される基準

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

二十 (同上)

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(同上)

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 (同上)

内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の円滑な実施のための支援を行う。

第三章 官職の基準

(新設)

(削る)

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九条 職階制は、法律でこれを定める。

人事院は、職階制を立案し、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、分類整理しなければならぬ。

職階制においては、同一の内容の雇用条件を有する同一の職級に属する官職については、同一の資格要件を必要とするともに、且つ、当該官職に就いている者に対しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

前三項に関する計画は、国会に提出して、その承認を得なければならない。

一般職の職員との給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の規定による職務の分類は、これを本条その他の条項に規定された計画であつて、かつ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、国会によつて制定されるまで効力をもつものとする。

(職階制の実施)

第三十条 職階制は、実施することができるものから、逐次これを実施する。

職階制の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(官職の格付)

第三十一条 職階制を実施するにあつては、人事院は、人事院規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職級に格付しなければならぬ。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、随

第三十二条 削除

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。
前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職

時、前項に規定する格付を再審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二条 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできない。

第三節 試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて、これを行う。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるもののいずれとするかを適宜決定する。

職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第三十四条 削除

以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

(削る)

第三十七条 削除

(人事に関する不法行為の禁止)

(採用の方法)
第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事院規則の定める官職について、人事院の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下選考という。)の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機関が、これを行う。

(昇任の方法)

第三十七条 職員の昇任は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範囲を、適宜制限することができる。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事院が、当該在職者の間における試験によることを適当でないと認める場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務実績に基づく選考により、これを行うことができる。

前条第二項の規定は、前項の選考にこれを準用する。

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に参与してはならない。

一 (略)

二 採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止

三 (略)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

第二款 採用試験

(採用試験の実施)

第四十二条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(採用試験の内容)

第四十五条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

(採用試験の告知)

第四十七条 (略)

前項の告知には、その採用試験に係る官職について

第三十九条 何人も、左の各号の一に掲げる事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に参与してはならない。

一 (同上)

二 試験若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止

三 (同上)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

第二款 試験

(試験実施の場合)

第四十二条 試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(試験の内容)

第四十五条 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とする。

(採用試験の告知)

第四十七条 (同上)

前項の告知には、その試験に係る官職についての職

の職務及び責任の概要及び給与、受験の資格要件、採用試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

・ (略)

人事院は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を、取り消し又は変更することができる。

(試験機関)

第四十八条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行う。

(採用試験の時期及び場所)

第四十九条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第三款 採用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一条 採用候補者名簿には、当該官職に採用することができる者として、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

(削る)

務及び責任の概要及び給与、受験の資格要件、試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

・ (同上)

人事院は、公告された試験又は実施中の試験を、取り消し又は変更することができる。

(試験機関)

第四十八条 試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行う。

(試験の時期及び場所)

第四十九条 試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第三款 任用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十条 試験による職員の任用については、人事院規則の定めるところにより、任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿)を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一条 採用候補者名簿には、当該官職に採用することができる者として、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)

第五十二条 昇任候補者名簿には、当該官職に昇任することができる者として、昇任試験において合格点以上を得た昇任候補者の氏名及び得点を、その得点順に記載

(名簿の閲覧)

第五十二条 採用候補者名簿は、受験者、任命権者その他関係者の請求に応じて、常に閲覧に供されなければならない。

(名簿の失効)

第五十三条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該当するときは、いつでも、人事院は、任意に、これを失効させることができる。

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員を採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針(以下「採用昇任等基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

採用昇任等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用に関する基本的な指針

二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針

三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針

四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用昇任等基本方針を公表

載するものとする。

(名簿の閲覧)

第五十三条 任用候補者名簿は、受験者、任命庁その他関係者の請求に応じて、常に閲覧に供されなければならない。

(名簿の失効)

第五十四条 任用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該当するときは、何時でも、人事院は、任意に、これを失効させることができる。

(新設)

しなければならない。

第一項及び前項の規定は、採用昇任等基本方針の変更について準用する。

任命権者は、採用昇任等基本方針に沿って、職員を採用、昇任、降任及び転任を行わなければならない。

(採用候補者名簿による採用)

第五十六条 採用候補者名簿による職員を採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員を採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、

(採用候補者名簿による採用の方法)

第五十六条 採用候補者名簿による職員を採用は、当該採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(昇任候補者名簿による昇任の方法)

第五十七条 昇任候補者名簿による職員を昇任は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(任用候補者の推薦)

第五十八条 任命権者が職員を採用し、又は昇任しようとする場合において、その請求があるときは、人事院は、人事院規則の定めるところにより、任命権者に対し、当該任用候補者名簿に記載された任用候補者の中から当該任用の候補者たるべき前二条の規定による員数の者を提示しなければならない。

任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

(臨時的任用)

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはいかない。

(略)

前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する。

第三節 給与

(給与の根本基準)

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

(削る)

第一款 通則

(法律による給与の支給)

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

(削る)

(臨時的任用)

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはいかない。

(同上)

前四項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する。

第四節 給与

(給与の根本基準)

第六十二条 (同上)

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第一款 給与準則

(給与準則による給与の支給)

第六十三条 職員の給与は、法律により定められる給与準則に基いてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給せられることはできない。

人事院は、必要な調査研究を行い、職階制に適合し

(俸給表)

第六十四条 前条に規定する法律(以下「給与に関する法律」という。)には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

(給与に関する法律に定めるべき事項)

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項

二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項

三 親族の扶養その他職員の生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項

四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

六 一定の期間における勤務の状況を考慮して年末等に特別に支給する給与に関する事項

七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項

(略)

た給与準則を立案し、これを国会及び内閣に提出しなければならない。

(俸給表)

第六十四条 給与準則には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

(給与準則に定むべき事項)

第六十五条 給与準則には、前条の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

一 同一の等級又は職級内における俸給の昇給の基準に関する事項

二 その官職に職階制が初めて適用せられる場合の給与に関する事項

三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当に関する事項

五 扶養家族の数、常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の全部又は一部を官給する官職その他勤務条件の特別なものについて、人事院のなす給与の調整に関する事項

(新設)

(新設)

(同上)

第六十六条 削除

(給与に関する法律に定める事項の改定)

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要を認めるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。

第四節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第七十条の二 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(人事評価に基づく措置)

第七十条の四 所轄庁の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

第七十二条 削除

(給与額の決定)

第六十六条 職員は、その官職につき職階制において定められた職級について給与準則の定める俸給額が支給せられる。

(給与準則の改訂)

第六十七条 人事院は、給与準則に関し、常時、必要な調査研究を行い、給与額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを国会及び内閣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(勤務成績の評定)

第七十二条 職員の執務については、その所轄庁の長

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実^に照らして、勤務実績^がよくない場合

二、四 (略)

(休職の効果)

第八十条 (略)

・ (略)

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限(定年に係るものを除く。次項において同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定は、適用しない。

一 (略)

は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

前項の勤務成績の評定の手続及び記録に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績のいぢるしく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績^がよくない場合

二、四 (同上)

(休職の効果)

第八十条 (同上)

・ (同上)

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与準則で別段の定めをしない限り、何等の給与を受けてはならない。

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限(定年に係るものを除く。次項において同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定は、これを適用しない。

一 (同上)

<p>二 条件付採用期間中の職員 (削る)</p> <p>(略)</p> <p>第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 第四十七条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員</p> <p>十 十八 (略)</p> <p>第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 第六十三条の規定に違反して給与を支給した者</p> <p>十二 二十 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>二 条件付採用期間中の職員</p> <p>三 職階制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員 (同上)</p> <p>第百九条 (同上)</p> <p>一 八 (同上)</p> <p>九 第四十七条第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員</p> <p>十 十八 (同上)</p> <p>第百十条 (同上)</p> <p>一 十 (同上)</p> <p>十一 第六十三条第一項又は第六十六条の規定に違反して給与を支給した者</p> <p>十二 二十 (同上)</p> <p>(同上)</p>
--	---

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に關しては、適用しない。</p> <p>3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところによる。</p>

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)、並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規

り、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(新設)

定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第六条の二第四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第六条の二十二中「第六条の二第一項において準用する第六条の十六」と、同法第六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において

<p>準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第一百十二条第一号中「第六十条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十条の二第一項」と、同法第一百十三条第一号中「第六十条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十条の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第六十条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めるところとができる。</p>	<p>3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。</p>	<p>4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	<p>5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---	--	---	--

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権

限を再就職等監視委員会に委任する。
(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 (略)

一 (略)

二 国家公務員法第十八条、第二十八条(第一項前段を除く。)、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 九 (略)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法

第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあ

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 (同上)

一 (同上)

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条、第二十八条(第一項前段を除く。)、第六十二条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 九 (同上)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法

第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあ

るのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 6 (略)

(国会への報告等)

第六十条 (略)

2 (略)

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚

るのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 6 (同上)

(国会への報告等)

第六十条 (同上)

2 (同上)

(新設)

第七章 罰則

(新設)

問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかつた者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（削る）

（削る）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 九 （略）

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （同上）

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 九 （同上）

改正案	現行
<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは、「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは、「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは、「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号中「前項」とあるのは、「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人</p>	<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは、「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは、「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは、「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは、「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人</p>

と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、「同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前三項」と、同条第五十四條の二第二項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第二項において準用する前各項」と、同法第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第二項中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第二項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合に

通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前二項」と、「同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前三項」と、同法第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第二項中「第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求

は、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六十二条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第九十九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼中「第六十二条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二第一項」と、同法第一百三十一条中「第六十二条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第六十二条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 6 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 (略)

一 (略)

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第六十二条の規定

三・四 (略)

五 削除

又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第九十二条第一号中「第六十二条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二第一項」と、同法第一百三十一条中「第六十二条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第六十二条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 6 (同上)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 (同上)

一 (同上)

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第七十五条第二項並びに第六十二条の規定

三・四 (同上)

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年

六〇九（略）

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政

法律第百八十号の規定

六〇九（同上）

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同法第百一条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3
3
6
6
(略)

法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3
3
6
6
(同上)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的及び効力）</p> <p>第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。</p> <p>（削る）</p> <p>1 5 （削る） （略）</p> <p>7 6 （略） （略）</p>	<p>（この法律の目的及び効力）</p> <p>第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基づく法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。</p> <p>3 第六条の規定による職務の分類は、給与に関しては、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）の施行にかかわらず、国家公務員法第六十三条に規定する給与準則が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。</p> <p>1 5 （同上） 附則</p> <p>6 7 国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給与準則とみなす。 （同上） （同上）</p> <p>8 7 （同上） （同上）</p>

改正案	現行
<p>第五十六条（略）</p> <p>・（略）</p> <p>国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならぬ。</p> <p>前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>	<p>第五十六条（同上）</p> <p>・（同上）</p> <p>国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならぬ。</p> <p>前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第六十二条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。</p> <p>この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第百六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>	<p>（船員に対する適用除外） 第六十二条 この法律は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、これを適用しない。</p> <p>（新設）</p>

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三十三条（略） （削る）</p>	<p>第三十三条（同上） 前項の職員の種類に関する規定は、職階制に関する法律に基いて職員の種類が定められる日に、その効力を失う。</p>

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二十四条 削除</p>	<p>（組織上の職名） 第二十四条 この法律の規定に基く職には、職階制による職級の名称の外、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。</p>

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（附則第二十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員のうち、いずれかに該当する支給対象職員は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員</p> <p>三 前二項の規定による額からその半額を減じた額</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員のうち、いずれかに該当する支給対象職員は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 一般職給与法附則第七項の規定の適用を受ける職員</p> <p>三 前二項の規定による額からその半額を減じた額</p> <p>4・5（同上）</p>

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項又は附則第七項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 （附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務（当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該教授等の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務（当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該教授等の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p>

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第二十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p>

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）（附則第二十二條
 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 附則 1～8 （略） 9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～七 （略） 八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第六項の規定の適用は、ないものとする。</p> <p>10～18 （略）</p>	<p>1 附則 1～8 （同上） 9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～七 （同上） 八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第七項の規定の適用は、ないものとする。</p> <p>10～18 （同上）</p>

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする</p> <p>一、十八（略） 十八の二 再就職等監視委員会委員長 十九、五十七の三（略） 五十七の四 再就職等監視委員会委員 五十八、七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p>			
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条（同上）</p> <p>一、十八（同上） （新設） 十九、五十七の三（同上） （新設） 五十八、七十五（同上）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p>	<p>（略）</p>
<p>官 職 名</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長</p>	<p>官 職 名</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 （新設）</p>	<p>俸 給 月 額</p>	<p>俸 給 月 額</p>

<p>証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇六六、〇〇〇円</p>
--	-------------------

<p>証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇六六、〇〇〇円</p>
--	-------------------

国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十九号）（附則第二十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 附則 （削る） （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>1・2 附則 （同上）</p> <p>3 前項の規定は、職階制の実施に伴い、人事院の定める日においてその効力を失う。</p> <p>4 統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。 第六条の三に次の一項を加える。 事務局に局長の外所要の職員を置く。</p> <p>5 外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。 第二十条中第一項及び第二項をそれぞれ第二項及び第三項とし、第一項として次の一項を加える。 事務局に局長の外所要の職員を置く。</p> <p>6 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。 第二十三条及び第三十一条にそれぞれ次の一項を加える。 2 事務局に局長の外所要の職員を置く。</p> <p>7 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。 第十九条第十九項中「事務局長」の下に、「事務局次長二人以内」を加える。</p>

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（入国警備官） 第六十一条の三の二（略） 2）4（略） 5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。</p>	<p>（入国警備官） 第六十一条の三の二（同上） 2）4（同上） 5 入国警備官の階級は、<u>国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）</u>に基づく職務の分類が定められるまでは、別に政令で定める。</p>

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第 号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第 号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と読み替えるものとする。</p>

する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十三条第二項、第六十四条第二項、第六十七条、第七十二条第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六十六条の七から第六十六条の十三まで、第六十六条の十四第三項から第五項まで、第六十六条の十五、第六十六条の二十五、第六十六条の二十六及び第六十八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 十（略）

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十三条第二項、第六十四条第二項、第六十七条、第七十二条第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六十六条の七及び第六十八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 十（同上）

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十二条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十二条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるもの</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二十九条第五項及び第三十八条第四号並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十二条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十二条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定</p>

とす。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六百六条の七から第六百六条の十三まで、第六百六条の十四第三項から第五項まで、第六百六条の十五、第六百六条の二十五、第六百六条の二十六及び第六百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の規定を除く。）

（削る）

二
（略）
三
（略）
四
（略）
五
（略）
六
（略）
七
（略）
八
（略）
九
（略）

する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第六十七条、第七十二条第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六百六条の七から第六百六条の十三まで、第六百六条の十四第三項から第五項まで、第六百六条の十五、第六百六条の二十五、第六百六条の二十六及び第六百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の規定を除く。）

二 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）

三
（同上）
四
（同上）
五
（同上）
六
（同上）
七
（同上）
八
（同上）
九
（同上）
十
（同上）

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 標準的な官職（第五条・第六条）</p> <p>第三章 任免（第七条 第十二条）</p> <p>第四章 給与（第十三条）</p> <p>第五章 人事評価及び能率（第十四条 第十六条）</p> <p>第六章 保障（第十七条 第二十二条）</p> <p>第七章 服務（第二十三条）</p> <p>第八章 名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第九章 雑則（第二十六条 第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基づき、外務公務員の標準的な官職、任免、給与、人事評価、能率、保障、服務等に関し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の特例その他必要な事項を定め、あわせて名誉総領事及び名誉領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定することを目的とする。</p> <p>第二章 標準的な官職</p> <p>（外務職員の標準職務遂行能力及び標準的な官職）</p> <p>第五条 国家公務員法第三十四条第一項第五号に規定す</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 職階制（第五条・第六条）</p> <p>第三章 任免（第七条 第十二条）</p> <p>第四章 給与（第十三条）</p> <p>第五章 能率（第十四条 第十六条）</p> <p>第六章 保障（第十七条 第二十二条）</p> <p>第七章 服務（第二十三条）</p> <p>第八章 名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第九章 雑則（第二十六条 第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基づき、外務公務員の職階制、任免、給与、能率、保障、服務等に関し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の特例その他必要な事項を定め、あわせて名誉総領事及び名誉領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定することを目的とする。</p> <p>第二章 職階制</p> <p>（外務職員の官職の格付）</p> <p>第五条 国家公務員法第三十一条に規定する官職の格付</p>

る標準職務遂行能力は、外務職員については、外務大臣が定めるものとする。

2 国家公務員法第三十四条第二項に規定する標準的な官職は、外務職員については、外務省令で定める。

第十一条 削除

第五章 人事評価及び能率

(人事評価)

第十四条 外務職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第九章 雑則

(政令及び外務省令)

第二十六条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十一条の規定に基づく政令案の立案並びに第五条第二項、第十条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基づいてこれをしなければならぬ。

は、同条及び国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）第十二条の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。

2 外務職員の官職の格付に関し必要な事項は、政令で定める。

(外務職員の昇任)

第十一条 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

第五章 能率

(勤務成績の評定)

第十四条 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関する必要な事項は、外務省令で定める。

第九章 雑則

(政令及び外務省令)

第二十六条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十一条の規定に基づく政令案の立案並びに第十条、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基づいてこれをしなければならぬ。

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）
 （附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等） 第七条 次に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。 一 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第六六条の規定 二・三 （略） 四 削除 五〽九 （略） 2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与に関する法律とみなす。 3〽6 （略）</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第七条 （同上） 一 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第六六条の規定 二・三 （同上） 四 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）の規定 五〽九 （同上） 2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。 3〽6 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（地方警務官等に係る国家公務員法の適用の特例） 第五十六条の二 特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡查の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）であつた者で、離職後に営利企業等（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七条第五号に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いているもの（退職手当通算予定職員（同条第一号に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同号に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているものを除く。）は、国家公務員法第九十九条の規定の適用については、同条に規定する再就職者に含まれないものとする。</p> <p>2 特定地方警務官に対する国家公務員法第百十二条の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは、「又はその子法人の地位に就くこと」とする。</p> <p>3 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四条第一項に規定する職員に対する国家公務員法第百十二条の規定の適用については、同条第一号中「役職員を」</p>	<p>（新設）</p>

とあるのは「役員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を除く。以下この号において同じ。）を」と、同条第二号中「役員を」とあるのは「役員（特定地方警務官を除く。以下この号において同じ。）を」とする。

改正案	現行
<p>（委員の服務等）</p> <p>第十条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第百条第一項及び第二項、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百三条第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替えるものとする。</p> <p>2）4（略）</p> <p>（地方警務官等に係る国家公務員法の適用の特例）</p> <p>第五十六条の二 前条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）については、国家公務員法第百六条の二の規定は、適用しない。</p>	<p>（委員の服務等）</p> <p>第十条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第百条第一項及び第二項、第百三条第一項及び第三項並びに第百四条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百三条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条同項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替えるものとする。</p> <p>2）4（同上）</p> <p>（地方警務官等に係る国家公務員法の適用の特例）</p> <p>第五十六条の二 特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）であつた者で、離職後に営利企業等（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七条第五号に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いているもの（退職手当通算予定職員（同条第一号に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き</p>

2 | 特定地方警務官であつた者で、離職後に国家公務員法第六条の二第一項に規定する営利企業等の地位に就いているもの（同法第六条の四第一項に規定する退職手当通算離職者を除く。）は、同法第六条の四及び第九条の規定の適用については、これらの規定に規定する再就職者に含まれないものとする。

3 | 特定地方警務官に対する国家公務員法第一百十二条の規定の適用については、同条第一号中「第六条の二第一項又は第六条の三第一項」とあるのは「第六条の三第一項」と、同号及び同条第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

4 | 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四条第一項に規定する職員に対する国家公務員法第六条の二、第六条の四、第九条、第十二条及び第一百三条の規定の適用については、同法第六条の二第一項中「他の職員」とあるのは「他の職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を除く。）」と、同法第六条の四第一項及び第九条第十四号中「役職員」とあるのは「役職員（特定地方警務官を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第十二条第二号中「役員に」とあるのは「役員（特定地方警務官を含む。）に

続いて退職手当通算法人（同号に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているものを除く。）は、国家公務員法第九条の規定の適用については、同条に規定する再就職者に含まれないものとする。

2 | 特定地方警務官に対する国家公務員法第一百十二条の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは、「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

3 | 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四条第一項に規定する職員に対する国家公務員法第十二条の規定の適用については、同条第一号中「役員を」とあるのは「役員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を除く。以下この号において同じ。）を」と、同条第二号中「役員を」とあるのは「役員（特定地方警務官を除く。以下この号において同じ。）を」とする。

「と、同法第百十三条第一号中「役員又は」とあるのは「役員（特定地方警務官を含む。以下この号において同じ。）又は」とする。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律百二十八号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標準報酬） 第四十二条（略）</p> <p>2）8（略）</p> <p>9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一号の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で</p>	<p>（標準報酬） 第四十二条（同上）</p> <p>2）8（同上）</p> <p>9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一号の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で</p>

10
・
11
(略)

除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

10
・
11
(同上)

除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
提供を受ける国の機関 又は法人	事務	提供を受ける国の機関 又は法人	事務
百二十一 国家公務員 法（昭和二十二年法律 第二百十号）第四十八 条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第 四十二条の採用試験の実施 に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	百二十一 国家公務員 法（昭和二十二年法律 第二百十号）第四十八 条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第 四十二条の試験の実施に関 する事務であつて総務省令 で定めるもの

改正案	現行
<p>（職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p> <p>（交流採用職員の服務等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（削る）</p> <p>3（略）</p> <p>（防衛省の職員への準用等）</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の</p>	<p>（職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</p> <p>（交流採用職員の服務等）</p> <p>第二十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 交流採用職員が離職後交流元企業の地位に就く場合には、国家公務員法第一百三十二条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>4（同上）</p> <p>（防衛省の職員への準用等）</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の</p>

職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、「職員」とあるのは「職員（防衛大臣にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛省本省に」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第百四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛

職員

隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、「第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する法律第法」と、「第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、「第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、「第二十二條中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、「前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2
3
（略）

4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

2
3
（同上）

隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、「第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する法律第法」と、「第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、「第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、「第二十一条第三項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、「第二十二條中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、「前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

<p>5 第一項において準用する第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>5 (同上)</p>
--	-----------------------------

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第五十九条（略） （削る）</p>	<p>附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第五十九条（同上）</p> <p>2 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における旧公社の職員であつた者に関する新法第百三条第二項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあるのは、「、特定独立行政法人又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。</p> <p>3 施行日の前日から起算して七年を経過する日の属する年までに人事院がした新法第百三条第三項の承認の処分（同条第一項の規定に係るものを除く。）に関する同条第九項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあるのは、「、特定独立行政法人又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。</p> <p>（独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置） 第百六条 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における第百十一条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条第四項の規定の適用については、同項中「又は人事院規則で定める国の機関」とあるのは、「、人事院規則で定める国の機関又は郵</p>
<p>第百六条 削除</p>	<p>第百六条 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における第百十一条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条第四項の規定の適用については、同項中「又は人事院規則で定める国の機関」とあるのは、「、人事院規則で定める国の機関又は郵</p>

政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六
条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とす
る。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第

号）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （協会の職員の採用に関する経過措置） 第二十六条（略） 2）4（略） 5） 第二項又は第三項の規定により協会の職員の採用に 關して行う事務については、国家公務員法（昭和二十 二年法律第二百十号）第六十六条の二第一項の規定は、 適用しない。</p>	<p>附 則 （協会の職員の採用に関する経過措置） 第二十六条（同上） 2）4（同上） （新設）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （職員の採用） 第八条（略） 2）6（略） 7）第二項又は第三項の規定により機構の職員の採用に 關して行う事務については、国家公務員法（昭和二十 二年法律第百二十号）第百六条の二第一項の規定は、 適用しない。</p>	<p>附則 （職員の採用） 第八条（同上） 2）6（同上） （新設）</p>

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第六十五条 第六十七条） 附則</p> <p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十四の三（略） 五十四の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務</p> <p>五十五～六十一（略） （内閣官房長官及び内閣官房副長官）</p> <p>第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会その他の機関（以下「大臣委員会等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次 第一章～第三章（同上） 第四章 雑則（第六十五条 第六十八条） 附則</p> <p>（所掌事務） 第四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～五十四の三（同上） （新設）</p> <p>五十五～六十一（同上） （内閣官房長官及び内閣官房副長官）</p> <p>第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会（以下「大臣委員会」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。</p> <p>2（同上）</p>

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合において、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 (略)

(副大臣)

第十三条 (略)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 5 (略)

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 5 (略)

(事務次官)

第十五条 (略)

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会及び金融庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合において、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 (同上)

(副大臣)

第十三条 (同上)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣委員会の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣委員会の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 5 (同上)

(大臣政務官)

第十四条 (同上)

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣委員会の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣委員会の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 5 (同上)

(事務次官)

第十五条 (同上)

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会及び金融庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

(内閣府審議官)

第十六条 (略)

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会及び金融庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(設置)

第三十七条 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(略)	(略)
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
再就職等監視委員会	国家公務員法

(設置)

第四十条 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれ

(内閣府審議官)

第十六条 (同上)

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会及び金融庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(設置)

第三十七条 (同上)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(同上)	(同上)
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)

(設置)

第四十条 (同上)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれ

るものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）	（略）
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法

（削る）

（国会への報告等）
第六十七条（略）

るものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（同上）	（同上）
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

（組織上の職名）

第六十七条 この法律の規定に基づく職には、職階制による職級の名称のほか、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

（国会への報告等）
第六十八条（同上）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二章（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。</p> <p>三 十二（略）</p> <p>十三 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>十四 九十九（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二章に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。</p> <p>三 十二（同上）</p> <p>十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>十四 九十九（同上）</p>